

枚方フェスティバル協議会 運営委員会規則

2012年2月2日改正版

枚方フェスティバル協議会 運営委員会 規則

(名 称)

第1条 枚方フェスティバル協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第31条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため、協議会に運営委員会を置く。

(目 的)

第2条 運営委員会は、総会・役員会の定めた年間の事業計画に沿って事業を遂行するため、事業詳細計画・実施運営方法の協議・審議を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会の目的を達成する為に、次の事項のついでの協議・審議を行い、事業の円滑な遂行と協議会の円滑な運営に努める。

(1) 主催事業における実施委員会の設置と、企画・予算審査・運営方法・完了報告（決算審査を含む）等についての協議・審議を行う。

(2) 協議会が共催事業・支援事業・後援事業として位置付ける為の、事業計画と完了報告について、審査の為の協議・審議を行う。

(3) 補助金交付事業に対する、事業計画と完了報告について、審査の為の協議・審議を行う。

(4) 協議会の行う事業に対する方向性・事業計画・予算審査・完了報告（決算審査を含む）について、協議・審議を行う。

(5) 正会員の入会に対しての、事前審査を行う。

(構 成)

第4条 運営委員会は、正会員の中から会長が任命した運営委員で構成する。

2 運営委員会に、運営委員会委員長（以下「委員長」という。）1名並びに運営委員会副委員長（以下「副委員長」という。）若干名を置く。

3 委員長は、協議会の副会長が兼任する。副委員長は、委員長の指名により定め、速やかに役員会に報告する。

4 委員長は、運営委員会を代表し、その業務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第5条 運営委員の任期は協議会の総会に始まり、次の総会でおわる。但し再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

3 前項の規定により運営委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(解 任)

第6条 運営委員が次のいずれかに該当するときは、役員会において、弁明の機会を与えた上で、出席者の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 運営委員として、規約並びにこの規則に明らかに反する行為があったとき。

(権 能)

第7条 運営委員会は、役員会の定める事業遂行のため、次の事項を議決・実施し、速やかに役員会に報告しなければならない。

(1) 協議会に部・部会・実施委員会及び必要な組織を設置すること。

(2) 事業の具体的な計画・執行に関する事項

- (3) 職員の任免並びに事務局組織運営事項についての意見具申
- (4) 会員の計画・完了報告や入会などの協議・審議に関する意見具申
- (5) その他協議会の事業遂行についての重要事項の具申

(議 事)

- 第 8 条 運営委員会の議長は、委員長又は委員長が指名する者がこれにあたる。
- 2 運営委員会の議事は、代理人又は委任状を含む出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
 - 3 名誉会長、特別顧問、会長、副会長、理事、会計監査及びアドバイザーは、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

- 第 9 条 議事録は、規約の例に倣い事務局が作成し、委員長・議長・議事録署名人各 1 名が署名押印し、事務所に保管する。

(主催事業)

- 第 10 条 協議会が、主催者として企画・運営を行う事業を、主催事業とする。
- 2 主催事業の企画・運営を行う為に実施委員会を置く事ができる。
 - 3 主催事業の一部又は全部を、市内の公共性のある団体に仕様書を添えた主管契約を締結することができる。

(共催事業)

- 第 11 条 協議会が、正会員又は協議会の主旨に賛同した公共性のある団体が、主催する事業に対し、協議会が協働して、企画・運営を行う事業を共催事業とする。

(支援事業)

- 第 12 条 協議会が、正会員が主催する事業に対し、補助金交付、人的支援（ボランティアスタッフ派遣）、物品提供、公共施設の占用等の支援を行う事業を支援事業とする。
- 2 支援を受けようとする事業を主催する団体は、将来的に自主自立した事業開催を行える長期計画を協議会に提出しなければならない。

(後援事業)

- 第 13 条 協議会が、正会員又は協議会の主旨に賛同した公共性のある団体が、主催する事業に対し、物品貸与、広報活動支援を行う事業を後援事業とする。

(審 査)

- 第 14 条 主催事業・共催事業については、運営委員会においてその事業全体の企画内容・運営方法について協議・審議を行い役員会にて承認を行う。
- 2 支援事業については、運営委員会において提出された長期計画および、その事業に対する支援内容・方法について協議・審議を行い、役員会にて承認を行う。
 - 3 補助金交付については、別に定める補助金交付要項・審査基準に基づき審査を行い、役員会にて承認を行う。
 - 4 後援事業については、後援名義使用許可について、運営委員会において審議を行い役員会にて承認を行う。
 - 5 会員の入会については、別に定める入会審査基準に基づき審査を行い、役員会にて承認を行う。

(部会等)

- 第 15 条 第 7 条の部会は、次に定めるもののほか、その他の事項について運営委員会において定め、役員会に報告する。
- (1) 各部会に部会責任者を置く。

- (2)部・部会責任者は、部員の互選によりこれを定める。
- (3)部会責任者は、部会を統括し、部員と協議して担当部の事業を計画・実施する。
- (4)部員は、部会責任者と協力し、計画・実施の協議をすることに努めなければならない。

(部会の協調)

第16条 各部会は、他の部会及び必要な組織と常に連絡し、情報を交換し、協調して事業の効率的且つ迅速な遂行に努めなければならない。

(事務局との協調)

第17条 各部会は常に事務局及び必要な組織と連絡し、協調して業務のための情報収集に努めなければならない。

(規則の改正)

第18条 この規則の改正は、運営委員会の決議を役員会にて承認することで行う。

附則

本規則は、2005年5月19日から施行する。

附 則〔2006年2月16日 改正〕

本規則は、2005年2月16日より改正施行する。

附 則〔2007年12月6日 改正〕

本規則は、2007年12月6日より改正施行する。

附 則〔2008年2月28日 改正〕

本規則は、2008年2月28日より改正施行する。

附 則〔2012年2月2日 改正〕

本規則は、2012年2月2日より改正施行する。